

# リノベのいばらき DIY工房

## のきさきCoあきない（店頭販売）規約・申込書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）は下記店頭販売規約に同意した上で、（株）ダン計画研究所（リノベのいばらき運営事務局）（以下「乙」という）に、のきさき Co あきない（以下、店頭販売と記載）利用を申し込みます。

### 1. 店頭販売スペース利用

①甲は、事前に申し込みを行い、乙の許可を受けた上で、以下の店舗店頭のスペースの一部（別図参照）を借り、販売することが出来るものです。

リノベのいばらきDIY工房

住 所：大阪府茨木市元町3番39号

営業日時：水曜日、木曜日、土曜日、日曜日 10：00～16：00

（年末年始は除く、社会情勢、その他の事情により乙の判断で変更になることがあります。）

### 2. 申込方法

①甲は利用希望日の原則2ヶ月前から1ヶ月前までの営業日に、利用申込書（別添様式）により乙に店頭販売を申し込むものとします。ただし申込状況によっては、甲の同意をもって、利用希望日から1ヶ月以内の申し込みを受ける場合があります。

②乙は、甲の申し込みを受けて、他の利用状況等を考慮の上で、甲の出店可否を判断するものとします。

### 3. 販売できる作品・商品

①販売できる作品・商品はオリジナルで、指定の店頭スペース（詳細は別紙）内で販売できるものとします。

②食品のうち、販売できるものは以下に限りです。

(1)お茶・コーヒー（茶葉または豆の販売のみ、試食・試飲不可）

(2)焼き菓子・パン等（個包装・品質表示要、菓子製造許可証の写し提出要）

(3)ジャム・はちみつなど（個包装・品質表示要、缶詰・びん詰食品製造許可証の写し提出要、びん入りは不可）

③次に該当するものは販売できません。

・②に記載のない食品・飲料品

・リノベのいばらきのイメージに合わない乙が判断した作品・商品

・第三者の知的財産権を侵害する恐れのある作品・商品

・法令に違反する作品・商品

・別紙に定めた項目以外の医薬品、医療機器、衛生用品等の作品・商品

・宗教及び政治に関する作品・商品

・金券、チケット等の作品・商品

・公序良俗に反する作品・商品

・その他乙がふさわしくないと判断した作品・商品

### 4. 店頭販売の開催日時

①店頭販売は原則毎月第4土曜日の10:00～16:00とします。

②開催時間の15分前から準備可能とし、終了時間までに撤収を完了させるものとします。

### 5. 利用料及びキャンセル料

①利用料は以下のとおりとします。

(1)一般 ¥2,500（税込）

(2)委託販売棚利用者 ¥1,500（税込）

②キャンセル料は以下の通りとします。ただし、自然災害等やむをえない理由と乙が判断した場合は、甲乙協議の上キャンセル料を免除することができます。

(1)開催日の10日前まで 無料

(2)開催日の3日前まで 利用料の5割

(3)開催日の2日前以降 利用料の10割

## 6. 利用条件

- ①甲は、利用したスペースや備品について店頭販売終了時に店頭販売開始前の状態に原状復帰するものとします。  
また、甲及び甲の顧客の故意または過失により、施設や備品等を毀損、汚損、滅失したときは、甲はその損害を賠償するものとします。
- ②甲は、乙の貸し出す屋台1台（幅1,100mm×奥行き450mm×地面からの高さ850mm、詳細別紙）を利用して店頭販売をするものとします。甲は原則として、それ以外の什器を持ち込むことはできませんが、乙との協議を経た上で自らの備品等を施設内に持ち込み利用することができます。
- ③乙は、甲の依頼に基づき、リノベのいばらきのホームページ、SNS、メーリングリスト等を活用し、広報に協力するものとします。
- ④甲は、乙とのに協議の上、事前に荷物の搬入や、事後に荷物の搬出を行うことが出来ます。その際は預かり料や郵送料等が別途発生する場合があります。
- ⑤原則、施設内の飲食は可能ですが、アルコールについては禁止しております。
- ⑥甲は、店頭販売に伴い発生したごみは多少に関わらず原則持ち帰るものとします。
- ⑦店舗は禁煙です。店舗付近の路上等での喫煙も禁止しております。
- ⑧甲は、甲の顧客にも、承諾を受けた場所以外への出入りや他の利用者に迷惑をかける行為を禁止し、本規約を順守するよう指導するものとします。
- ⑨甲の店舗に関する緊急の対応及び連絡等は甲の責任で行うものとし、甲の顧客にも甲が対応及び連絡するものとします。

## 7. 乙の免責事項及び賠償責任

- ①次にあげる事項で、甲が被害を被っても乙は何ら賠償の責任を負わないものとします。
  - (1) 自然災害
  - (2) 法令の制定・改廃
  - (3) 「リノベのいばらき」プロジェクト実施業務委託の終了等、乙がリノベのいばらきへの関わりを失ったとき
  - (4) その他乙に責任を帰すことができない事由
- ②乙の責に帰すべき事由により甲及び甲の顧客に損害が発生した場合は、乙は受領した利用料を限度としてその損害を賠償するものとします。

## 8. 解約事項

- ①次にあげる事項があった際は、店頭販売開始前及び店頭販売中であっても、乙は事前の通知なく、直ちに貸し出しを取り消すことができます。また、これにより甲が被害を被っても乙は何ら賠償の責任を負わないものとします。
  - (1) 本規則に違反したとき
  - (2) 甲または甲の関係者が、反社会的勢力の構成員又は反社会勢力に対して、利用、資金等の提供、便宜の供給、維持運営に協力・関与等の関わりがあった場合
  - (3) 緊急時に甲と連絡がつかなくなったとき
  - (4) その他乙がふさわしくないと判断する事由があったとき

## 9. 規約の改定

- ①乙は本規約について、社会情勢等の変化等に対応し、乙が相当と認める場合は、いつでも甲に許可なく変更・改定できるものとし、甲は予めこれを承諾するものとします。

令和 年 月 日

甲 住 所  
社 名  
代表者

乙 住 所 大阪府大阪市中央区大手通 1-2-10  
社 名 株式会社 ダン計画研究所  
代表者 青木 展子